

マイナンバーカードの 申請をお手伝いします！



下記の日程・会場で郡上市民を対象にマイナンバーカードの申請をお手伝いをします。
申請を希望される人は必要な持ち物をご準備のうえ、会場までお出かけください。

11月	9日 (水)	9:00~19:00	本庁市民課
	11日 (金)	10:00~15:00	美並振興事務所
	13日 (日)	9:00~15:00	本庁市民課 白鳥振興事務所
	15日 (火)	10:00~15:00	高鷲振興事務所
	16日 (水)	10:00~15:00	和良振興事務所
	22日 (火)	10:00~19:00	白鳥振興事務所
	25日 (金)	10:00~15:00	大和振興事務所
	29日 (火)	10:00~15:00	明宝振興事務所
	30日 (水)	9:00~16:00	本庁市民課
12月	6日 (火)	10:00~15:00	和良振興事務所
	7日 (水)	10:00~15:00	美並振興事務所

※上記以外の日時に本庁市民課で申請できる場合がありますので、お問い合わせください。



その場でマイナンバーカードの交付申請ができます！
カードは後日、市役所での受け取りになります。



顔写真もその場で撮影！ ご準備いただく必要はありません。
※メガネやアクセサリなどは外していただくことがあります。

持ち物

- ①個人番号カード交付申請書
- ②通知カードまたは個人番号通知書
- ③本人確認書類(運転免許証、保険証など)



◎マイナンバーカードの申請に関するお問い合わせ先
郡上市役所 総務部 市民課 0575<67>1816 (直通)

マイナポイントの申込手続きを支援します。



令和4年12月末日までにマイナンバーカードの申請を行った人は、国による消費活性化対策事業の「マイナポイント」を取得することができます。

ポイントの申込期限は【令和5年2月28日】までとなりますのでご注意ください。

市ではスマートフォンをお持ちでないなどの理由により、ポイントの申込み手続きでお困りの人を対象に支援を行います。支援を希望される人は、本庁市民課または各振興事務所の窓口までご相談ください。

●受付時間

平日の午前9時から午後4時まで

※窓口混雑時、お待ちいただくことがあります。

●マイナポイントの申請に必要なもの

①マイナンバーカード

②マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(数字4桁)

※暗証番号を忘れた場合は再設定していただきますが、その際は本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)1点が必要となります。

③通帳など、口座情報のわかるもの(公金受取口座を登録される場合)

④マイナポイントをもらう決済サービス(カードIDやパスワード等が必要です)

※未成年を除き、申込者本人名義のもの



●取得できるマイナポイント (最大で合計20,000ポイント)

取得の条件	ポイント数	説明
カードの新規取得	5,000	対象となる決済サービスでの買い物や電子マネーへの入金をした場合に、利用金額に対する25%分のポイントが取得できます。(最大5,000ポイント)
健康保険証としての利用申込み	7,500	マイナンバーカードを健康保険証の代わりに使用できるよう登録を行うことで取得できます。
公金受取口座の登録	7,500	ご自身の金融機関口座を登録することで取得できます。

〈注意事項〉

マイナポイントは、マイナポイント事業に参加している決済サービスのみで取得できるポイントで、現金や商品券ではありません。対象にならない決済サービスもありますので、事前に確認ください。

また、ポイントの申請には必ず本人が来庁してください。